

## **[事案 2023-166] 損害賠償請求**

・令和6年6月4日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人の誤説明を理由に、贈与税相当額の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成17年7月に契約した個人年金保険について、令和元年7月に年金支払が開始されたところ、令和4年9月頃、税務署からの指摘により贈与税および延滞税を納付したが、以下の理由により、納税した贈与税相当額を損害賠償してほしい。また、募集人等との面談時に精神的苦痛を受けたので慰謝料を支払ってほしい。

- (1)募集人から、贈与税がかからないと言われ勧誘された。税理士に相談するようにとの助言もなかった。
- (2)贈与税がかかることを知った後に、自分と妻と子は募集人等と面談したが、その際、「セールスはどのような勧誘をしてもよい」、「客側がパンフレットの隅から隅まで読み、理解し、支払方法の勉強もして保険に入るのが当たり前だ」、「客側の勉強不足が原因で一方向的に悪いため、会社側は責任をとる必要はない」と声を荒げて言われ、睨みつけられた。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)当社に、課税リスク回避に向けた具体的な説明をする義務はない。暦年贈与に関する一般論について適切な説明を行っている。贈与税負担は申立人の義務であって損害にはなり得ない。
- (2)申立人等と面談した際、募集人等は、睨みつけたり、「勉強不足」と声を荒げる等の行為は行っていない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人が主張する事実を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は、事情聴取において、本契約が成立した後も、頻繁に申立人の事務所を訪問していたと陳述しているが、訪問した際に、本契約の保険料について税理士に相談したか、あるいは贈与税の確定申告をしたかを確認すれば、本件紛争は生じなかったと言える。
- (2)募集人としては、生前贈与プランを実現するために、もう少し丁寧なアフターフォローをした方が良かったと言える。